

資料1

特別会計における基金の設置について

1. 経緯

平成28年1月18日付の福岡県後期高齢者医療検討委員会の提言を受け、本広域連合事務局において検討した結果、特別会計における基金設置の必要性が認められるところから、条例を制定し基金を設置するとともにその運営を行うもの。

～福岡県後期高齢者医療検討委員会 提言書（抜粋）～

1 保険料率について

被保険者の保険料負担の大幅な増加を可能な限り抑制して安定した保険料率の設定を図ることができるよう、広域連合独自の基金の設置等についても検討されたい。

2. 条例（案）の概要

（1）名称

「福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金」

（2）設置目的

後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため設置。

（3）基金の財源

各年度における後期高齢者医療特別会計の保険財政剩余金のうち、国・県等への返還金を除いたもの。

（4）処分（基金の使途）

- ① 後期高齢者医療に係る保険給付財源。
- ② 特定期間における保険料率の調整財源。
- ③ 広域連合長が特に必要と認めるもの。

（5）条例案

別紙のとおり。

3. 今後のスケジュール

（1）条例案の説明及び調整等

7月初～中旬 代表幹事会・運営調整会議・幹事会

（2）条例議案の審議

7月29日 平成28年第2回広域連合議会（定例会）

（3）基金の運用

平成29年第1回広域連合議会（定例会）において平成28年度特別会計補正予算を上程し、保険財政剩余金を基金に繰入れ運用を開始する。

〈参考〉 平成28年度基金運用額（見込）：約50億円

4. 参考資料

福岡県後期高齢者医療検討委員会 提言書

福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例（案）

（設置）

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、福岡県後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算において定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 保険料を財源として広域連合が行う後期高齢者医療に係る保険給付のための財源に充てるとき。
- (2) 法第116条第2項第1号に規定する特定期間における保険料率の調整を図るための財源に充てるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認めるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年1月18日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 井 上 澄 和 様

福岡県後期高齢者医療検討委員会

会長 馬場園明

提 言 書

後期高齢者医療制度（以下、「制度」という。）は、平成20年4月施行後も制度廃止の議論が続くなど、先行き不透明な状況が続いているところですが、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議報告書において制度存続の方向性が示されました。その後、同年12月に成立した、いわゆる「社会保障改革プログラム法」を踏まえ、平成27年5月には「医療保険制度改革関連法」が成立し、持続可能な医療保険制度を構築するための改革が順次進められています。

このような状況の中、被保険者、医療関係団体、保険者及び公益の代表で構成される福岡県後期高齢者医療検討委員会は、福岡県における平成28・29年度保険料率の改定について、様々な観点から検討を行った結果、次のとおり提言します。

福岡県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）においては、この提言に十分配慮して、制度の適切な運営に努められるようお願いします。

1 保険料率について

(1) 被保険者均等割額及び所得割率の設定等について

平成28・29年度の保険料率については、試算段階で微減となっているところ、今後の被保険者数等の伸びや平成28年度診療報酬改定等を総合的に勘案すると、試算結果については概ね妥当な範囲内にある。

なお、将来を見越すと、医療費の増嵩により制度を支える現役世代の負担や公費負担が伸びる中、本制度の保険料率も一定程度の上昇が見込まれるところであり、被保険者の保険料負担の大幅な増加を可能な限り抑制して安定した保険料率の設定を図ることができるよう、広域連合独自の基金の設置等についても検討されたい。

(2) 保険料率改定に係る広報及び健康づくり等の推進について

制度の円滑な運営には被保険者の理解が不可欠であり、そのための情報提供にも配慮する必要がある。保険料率改定にあたっては、福岡県における後期高齢者医療費が他の地域と比べ高額である実情やその要因についての広報・周知を図り、被保険者の理解と協力が得られるよう努めること。

また、第2期健康長寿医療計画に基づき、被保険者の健康づくり及び医療費の適正化に向けた各種事業の効果的な実施に努めること。

2 その他

自主財源を持たない広域連合にとって、福岡県の果たす役割は重要であり、今後も必要に応じて福岡県が設置する財政安定化基金の活用を要請するなど、安定的な財政運営を図るとともに、医療保険制度改革に係る国の動向を注視し、高齢者が安心して必要な医療を受けることができるよう、状況に応じて国や関係機関への要望等を行うこと。